

優良宅地認定制度の対象となる課税制度と認定を受けた場合の優遇措置の内容（令和6年2月1日現在）

課税制度 ・租税特別措置法の対象条項		課税制度の概要	課税内容	優遇措置の内容
短期土地譲渡益重課制度	第28条の4第3項第5号イ 第28条の4第3項第7号イ	個人が所有期間5年以下の土地を譲渡した場合の事業所得等の課税	40%の比例課税又は総合課税の110%に相当する金額のうち、いずれか多い金額に相当する所得税を課税	適用除外とする
	第63条第3項第5号イ 第63条第3項第7号イ	法人が所有期間5年以下の土地を譲渡した場合の特別税率	土地譲渡益の部分について通常の法人税に追加して税率10%で課税	
長期譲渡所得課税制度 ・第31条の2第2項第14号ハ		昭和62年10月1日から令和7年12月31日までの間に、個人が所有期間5年を超える土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税制度	課税長期譲渡所得金額の15%課税	(1) 課税長期譲渡所得金額が2千万円以下の場合には当該金額の10% (2) 課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える場合は (当該金額 - 2千万円) × 15% + 2百万円
一般土地譲渡益重課制度 ・第62条の3第4項第14号ハ		法人が土地等を譲渡した場合の特別税率	土地譲渡益の部分について通常の法人税に追加して税率5%で課税	適用除外とする

※ 一般土地譲渡益重課制度及び短期土地譲渡益重課制度の適用停止措置が令和8年3月31日まで延長されました。また、個人の長期所有(5年超)の土地の譲渡が行われる場合の優良宅地等の造成事業等のために土地等の譲渡を行う場合の特例措置(長期譲渡所得課税制度の特例)も令和7年12月31日まで延長されました。